

事業事前評価表

国際協力機構 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）

案件名：和名 サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト

英名 The Project for Livelihood Enhancement of Small and Medium Scale Agri Producers through Strengthening Supply Chain Structure

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

スリランカはインド洋に位置する人口約 2,192 万人（スリランカ中央銀行, 2020 年）の島国である。一人当たり GNI は 3,720 米ドル（世界銀行, 2020 年）であり、低中位所得国に分類される。近年、スリランカの GDP に占める農林水産業の割合は 8.3%（世界銀行, 2020 年）、労働人口に占める農業従事者の割合は 26.5%（スリランカ統計局, 2020 年）で、低下傾向にあるものの、全人口の 78.3%が農村部に住み、その 81%が貧困層である（スリランカ統計局, 2019 年）。貧困削減、地域格差是正及び地域経済の安定化の観点からは、農業生産性の向上と農家の生計向上が依然として重要な課題である。

2019 年に発表された国家農業政策（National Agriculture Policy : NAP）（2020-2030 年）では、従来の生産性向上に加え、農村地域の経済開発、農業の国際競争力の強化、生計の改善、気候変動への対応力の向上をより重視した政策への移行を打ち出しており、農業普及に関しては、農家の技術不足に対し有用技術の効率的普及や市場情報の普及促進の必要を挙げている。また、JICA が実施したスリランカの地方部における農産物サプライチェーンに関する調査結果では、農家がアクセスできる流通経路や販売先が限定的である上、流通段階が多く、中間業者による輸送コスト及び手数料が農家の生計向上の障害となっていることが指摘されている¹。

本事業では、農家の栽培技術の不足や限られた市場へのアクセスの課題に対し、JICA が農家の生計向上に有効なものとして推進している市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ²を活用し、農家がより市場のニーズに合った作物を生産し、主体的に販売先を探求できるようになることを目指す。また、農家および市場関係者が抱える問題の改善に資する、サプライチェーンの強化に関する活動を通じ、ひいては農家の生計向上を目指す。

（２） 農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「対スリランカ国別開発協力方針」（2018 年 1 月）では、重点分野「包摂性に配

¹ JICA（2019 年 9 月）「農業分野に係る情報収集・確認調査」第 8 章サプライチェーン。

² JICA が推進する農業普及手法であり、市場志向型農業振興（SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）という。2006 年に初めてケニアで実施した SHEP 活動では、農民組織化を推進するとともに、「作物を作ってから売り先を探す」という従来のやり方ではなく、まず市場を知った上で、「売り先を念頭において作物を作る」という市場を意識した農業経営を提案することで、対象農家の所得が大幅に増加した。その後、JICA はアフリカ、中東、アジア、中南米の約 51 か国（2022 年 3 月末時点）で SHEP アプローチに関する協力を展開している。

慮した開発支援」において、開発が遅れている地域の産業発展を通じた生計向上に向け、農業分野を中心とした産業育成・関連インフラ整備を支援することとしている。

また、開発課題「農村地域の社会経済環境の改善」にかかる協力プログラムとして、「農漁村振興プログラム」を掲げ、営農技術の改善等を通して農業生産性の向上を支援するとともに、酪農や野菜等の選択的生産拡大、商業的農業の推進を支援している。

また、対スリランカ JICA 国別分析ペーパー（JCAP）（2020年3月）において、農業分野の開発課題に対し、生産から消費までのサプライチェーンの改善により市場へのアクセスを向上させる必要がある旨を指摘し、重点分野の「包摂性・脆弱性に配慮した開発協力」において、都市部と地方部における連結性を促進しながら産業活性化（地方部の就業人口が多い農業分野を含む）を図り、以て農村地域の住民の生計向上と地域格差の拡大阻止の支援を検討・実施することとしている。

加えて、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において、SHEP を推進することとしている。以上より、本事業は、サプライチェーン強化を通じ農家の生計向上を支援する本事業は、我が国及び JICA の協力量針等と合致する。

さらに、本事業は SDGs のゴール 2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

国際農業開発基金（IFAD）は「小規模農家アグリビジネスパートナーシッププログラム（SAPP, 2017-2023年）」を実施しており、北部州を含む全国から選定された地域における 1ha 以下の小規模農家で構成される農家組織を対象に、市場志向型の農業による収入向上を目指している。

世界銀行が行っている「農業セクター近代化プロジェクト（2016-2023年）」では、全国 9 州のうち、貧困度が高い北部州、東部州、北中部州、中部州、ウバ州の 5 州の小規模農家を対象に Farmer Business School（FBS）研修の実施や、農家グループ及び民間業者に対する資金援助（マッチンググラント）を行っている。

また、EU は、「農業の近代化のための技術協力プログラム（TAMAP, 2018-2021年）」を実施しており、農業セクターの近代化プロセスが直面している問題や課題を特定し農業政策に役立てる支援をしている。

本事業では主に農家中心の課題の支援に重点を置くが、上記事業で実施するサプライチェーンの川下部分への支援（加工・流通・販売）と連携し、相乗効果を高めることを想定している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、地方農村部の園芸作物適性地域において、市場志向型農業振興（SHEP）アプロ

一チを活用して、対象中小規模農家に係るサプライチェーンの強化を支援することにより、対象農家の生計向上を図り、もってプロジェクト対象地域においてサプライチェーンが広く強化され、より多くの中小規模農家の生計向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

スリランカの園芸農業適地としてスリランカ農業省から挙げられた対象 4 州 6 県は下記の通り。実施フェーズにおいてプロジェクトの対象郡(15 郡程度)を決定する。

- 1) ヌワラエリア県 (中央州)
- 2) マタレ県 (中央州)
- 3) アヌラダプラ県 (北中部州)
- 4) ハンバントタ県 (南部州)
- 5) バドゥラ県 (ウバ州)
- 6) モナラガラ県 (ウバ州)

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：農業省農業局、州政府農業局及び産学関係者 (民間業者、大学・研究機関)、
対象郡の中小規模農家³ (1,500 人程度)⁴

最終受益者：対象 4 州の中小規模農家⁵

(4) 総事業費 (日本側)

約 3.8 億円

(5) 事業実施期間

2021 年 7 月～2025 年 12 月を予定 (計 4 年 6 か月間)

(6) 事業実施体制

農業普及を担当する農業省農業局 (Department of Agriculture, Ministry of Agriculture) が実施機関となる。プロジェクト主体は同局のアグリビジネス課 (Division of Agribusiness Counselling) である。

また、本事業においては、サプライチェーンに関係する民間業者及び農業系研究機関等との協力を想定している。

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 75M/M) (チーフアドバイザー／市場志向型農業、サプライチェーン専門家、園芸作物栽培技術、業務調整等)
- ② 研修員受け入れ：(SHEP、サプライチェーン強化による地域アグリビジネス振興)
- ③ 機材供与：車両、事務機器等プロジェクト活動に必要な資機材
- ④ 現地活動費：(ローカルコンサルタント・現地スタッフとの契約等)

2) スリランカ国側

³ 0.1ha -2ha の農地規模の農家

⁴ 詳細計画策定調査時での計画であるため、今後の活動状況に応じて数値を見直す可能性がある。

- ①カウンターパートの配置
- ②案件実施のためのサービスや施設（日本人専門家用の事務所、家具、光熱費、インターネット通信費）、現地経費の提供
- (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動

農産物の品質改善や Good Agricultural Practice (GAP) 認証取得が市場において高く評価されることもあることから、技術協力プロジェクト「農薬・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト」(2020年～2023年)との連携も検討する。
 - 2) 他の開発機関等の活動

当地で農家グループや民間業者に対する支援を行っている IFAD、世界銀行、EU 等と地域・分野や費用を分担した事業実施の連携について検討する。IFAD は JICA と 2018 年に Memorandum of Cooperation (MoC) を締結しており、他国における IFAD 事業と SHEP 案件の連携の実績があることから、本事業でも連携による相乗効果が期待できる。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1) 環境社会配慮
 - ①カテゴリ分類：C
 - ②カテゴリ分類の根拠：用地取得・住民移転は想定されず、環境面における大きな影響は想定されない。
 - 2) 横断的事項
 - 3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容／分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する各種研修の実施、農家グループ選定基準の策定などの具体的な活動を念頭に引き続き協議する。
- (10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：プロジェクト対象地域において、サプライチェーンが広く強化され、中小規模農家の生計が向上する。

指標及び目標値：

 - 1. プロジェクト終了後に新たに SHEP に取り組んだ農家グループが X 以上。
 - 2. サプライチェーン強化活動に参加した民間業者、農業研究機関等の官以外の機関が X 以上。
- (2) プロジェクト目標：プロジェクト対象の中小規模農家に関わるサプライチェーンが強化され、対象農家の生計が向上する。

指標及び目標値：

 - 1. 対象中小規模農家の園芸からの所得がベースラインと比較し 15%以上増加する。

2. 対象中小規模農家グループの 50%が関係するサプライチェーンが改善されたと評価する。

(3) 成果

成果 1 : SHEP アプローチを活用したサプライチェーン強化のアクションプランが関係者間で策定・合意される。

成果 2 : 対象中小規模農家の市場志向型農業実践のための能力が開発される。

成果 3 : 対象地域の園芸作物に係るサプライチェーンが強化される。

成果 4 : 本プロジェクトを通じて得た経験や知識が国内で広く共有される。

※事前評価までの段階において、対象郡の選定やベースライン調査、産官学フォーラムの開催、SHEP のアクションプラン策定が実施された（以下の活動 1-1~1-4 に該当）。

(4) 活動

活動 1-1 : 民間業者からの聞き取りを含む現地調査に基づき、関係者間で園芸農業適地から対象地域を選定する。

活動 1-2 : スリランカの状況に合わせた SHEP アプローチを関係者間で検討し、SHEP に係るアクションプランを策定する。

活動 1-3 : 対象地域の中小規模農家に関わる園芸作物のサプライチェーン（生産・流通・販売）の強化について議論する産官学フォーラムを開催する。

活動 1-4 : 産官学フォーラムにおいて、活動 1-2 で策定した SHEP のアクションプランについて発表し、関係者間で合意する。

活動 1-5 : 産官学フォーラムの議論を受けて、園芸作物のサプライチェーン分析のワークショップを行い、園芸作物のサプライチェーン上の課題を明らかにする。

活動 1-6 : 特定された園芸作物のサプライチェーン上の課題について、各関係者の役割を確認し、実施可能なサプライチェーン強化に係るアクションプランを策定・合意する。

活動 2-1 : 本邦研修で SHEP アプローチを習得した C/P が、行政官や普及員に対して同手法を指導する。

活動 2-2 : 対象の各地域で農民グループを選定（形成）する。

活動 2-3 : 活動 1-2 の SHEP アプローチのアクションプランに基づいて、普及員が対象農家グループに対して SHEP アプローチの活動を実施する。

活動 2-4 : 対象農家グループの活動をモニタリングし、改善すべき事項を反映させたスリランカ版の SHEP マニュアルを作成する。

活動 3-1 : 活動 1-6 のサプライチェーン強化に係るアクションプランに基づいて、園芸作物のサプライチェーン上の課題克服のための、具体的なタイムラインを策定

する。

活動3-2：サプライチェーン強化に関する活動を実施すると共に、活動を支援する。

活動3-3：強化されたサプライチェーン関係者と成果2の対象農家とのマッチングや交流を図り、サプライチェーン強化による中小規模農家の生計向上を促進する。

活動3-4：サプライチェーンの強化が中小規模農家の営農に寄与しているかモニタリングを行う。

活動3-5：SHEPアプローチを活用したサプライチェーン強化のガイドラインを作成する。

活動4-1：政府及び関係者に対して、プロジェクトの成果を広報する。

活動4-2：対象地域以外の関係者も集めた経験共有セミナーを開催する。

活動4-3：持続的な活動に向けて、政策・予算編成への反映を促す。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：C/Pの適切な配置。

(2) 外部条件：

[成果達成のための外部条件] 1. C/Pの頻繁な異動や離職が発生しない。2. 対象地域の治安が悪化しない。3. 新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限が生じたり、サプライチェーンの大幅な混乱が発生したりしない。4. 肥料や農薬の価格が高騰したり、著しく入手困難になったりしない。

[プロジェクト目標達成のための外部条件] 農業市場に著しい影響を及ぼすような大規模な自然災害または景気悪化や価格下落が発生しない。

[上位目標達成のための外部条件] 中央政府、州政府の農業普及政策が大きく変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エルサルバドル共和国における技術協力「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト(2014年～2018年)」では、地元野菜の販売に積極的なスーパーマーケットと対象農家グループを結びつけるビジネスマッチングを進め、小規模農家に対し、地元市場に過度に頼らない販売チャネルの開拓を促進した。この取り組みについては一部の農家には一定の効果があったものの、近代流通システムに対して安定的に野菜を出荷できるかどうかは、対象農家グループの技術力、経済力、組織力に大きく依存することが明らかになり、過半数の小規模農家グループにとっては、スーパーマーケットを主たる販売先とすることは難しかった。また、地元市場の方がスーパーマーケットよりも農家にとって有利な取引条件を提示するケースが多々あった。このため、小規模農家を支援対象とするプロジェクトが得た教訓は、特定の販売先だけを推進するのではなく、近代・伝統流通システム両方に様々な取引先の可能性や選択肢があることを農家が理解することが重要であるということであった。本事業においても、農家は販売チャネルの選択肢を比較検討した上で自分たちの状況に即した販売先を選ぶ能力を身に付ける必要があり、その能力向上のプロセスをプロジェクトが支援すべきで

ある。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、サプライチェーン強化の推進を通じて農家の生計向上に資するものであり、SDGs ゴール 2 「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」及びゴール 8 「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価スケジュール

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後 事後評価

以上